

THE ECO DECLARATION



製品の環境属性 - THE ECO DECLARATION

ブランド *	エプソン	
企業名 *	セイコーエプソン株式会社	
コンタクト情報 *		
インターネットサイト *	http://www.epson.jp	
追加情報		

この企業は、(製品仕様又はサンプル試験から入手されたものに基づく試験結果のいずれかに基づき) 製品が本宣言で行なわれた言明に一致することを宣言する。

製品タイプ *	液晶プロジェクター
商品名 モデル番号 *	EB-1940W
発行日 *	2012年 5月 10日
想定する市場 *	☐ 全世界 ☐ 欧州 ☒ 日本 ☐ U.S. ☐ その他
追加情報	ページ下部に記載

印刷物として提供された場合、この文書は非管理対象文書(uncontrolled copy)となる。最新版については、コンタクト情報を参照。

この宣言は、* でマークされたすべての行及び/又はフィールドが埋められた場合にのみ 発行可能である。

品質管理		要件への適合	
項目	各項目に関する追加情報が、P14 に記載されることがある。	適合	不適合
QC1 *	この企業はこのエコデklarレーションの正確さを確実にするための内部品質管理システムを実施している。	☒	☐
QC2 *	この企業はスウェーデンのIT-Företagen (www.itecodeclaration.org 参照)により組織されるような定期的独立品質管理を実施するエコデklarレーションシステムのメンバーである。	☒	☐

追加情報

製品の筐体（プラスチック部品）において、ノンハロゲン化かつPVCレスを達成している。

モデル番号 *	EB-1940W	ロゴ	
発行日 *	2012年 5月 10日		

製品の環境属性 - 法的要件		要件への適合		
項目	*=強制的に埋めなければならない項目。各項目に関する追加情報が、P14 に記載されることがある。	適合	不適合	n.a.
P1 有害物質				
P1.1*	製品は、法的にはEU において2005 年7 月1 日以降要求されるEU 2002/95/EC に定めるとおり、鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)を含まない	☒	☐	
P1.2*	製品はアスベストを含まない (EU 76/769/EEC、修正 1999/77/EC)	☒	☐	
P1.3*	製品はオゾン層破壊物質を含まない: クロロフルオロカーボン(CFC)、ヒドロブロモフルオロカーボン(HBFC)、ヒドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハロン、カーボンテトラクロライド、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル(EU : 規則 (EC)No.2037/2000、2037/2000、2038/2000、2039/2000)	☒	☐	
P1.4*	製品は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)を含まない (EU 76/769/EEC)	☒	☐	
P1.5*	製品は、2002 年12 月20 日付特定危険化学物質の使用の制限に関するノルウェー規則に定めるとおり、炭素原子数10~13、最低塩素重量濃度48%の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)を含まない	☒	☐	
P1.6*	直接皮膚に接触するテキスタイル及び皮革部品の、燐酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)、トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)を含まない。(EU 76/769/EEC)	☐	☐	☒
P1.7*	直接皮膚に接触するテキスタイル及び皮革部品の、EU 76/769/EEC、修正 2003/3/EC に定めるとおり芳香族アミンに分解するアゾ染料を含まない。	☐	☐	☒
P1.8*	木材部品の、砒素及びクロムを木材保存処理として含まず、同様にペンタクロロフェノール及びその派生物を含まない (EU 76/769/EEC、2002 年12 月20 日付特定危険化学物質の使用制限に関するノルウェー規則)	☐	☐	☒
P1.9*	直接長時間皮膚に接触する部品の76/769/EEC、修正 94/27/EEC に定める濃度を超過してニッケルを放出しない	☐	☐	☒
P2 電池				
P2.1*	(91/157/EEC に定義されたとおりの)有害電池を製品で使用している場合、それらは容易に取り外しが可能で、処分及び物質ロゴを表示している(91/157/EEC、93/86/EEC に定めるとおり)	☒	☐	☐
P2.2*	電池を製品で使用している場合、それらは91/157/EEC に定める濃度を超過する水銀(Hg)を含まない。	☒	☐	☐
P2.3*	バッテリーが製品中に恒久的に組み込まれている場合、環境に有害な物質及び安全な取り外し方法に関する情報が、取扱説明書に列記されている (91/157/EEC)	☐	☐	☒
P3 電気的安全性、EMC、及び電話ネットワークへの接続				
P3.1*	製品は、電気的安全性に関して低電圧指令(LVD)に適合する(73/23/EEC & 93/68/EEC)	☐	☐	☒
P3.2*	製品は、電磁的適合性に関してEMC 指令に適合する (89/336/EEC、2007 年6 月20 日以降は 2004/108/EEC)	☐	☐	☒
P3.3*	製品が公共通信ネットワークへの接続を意図するか、無線送信機を内蔵する場合、EU R&TTE 指令に適合する (1999/5/EC)	☐	☐	☒
P3.4*	製品には、CE マークが付けられ、適合宣言書が入手可能である(93/68/EEC)	☐	☐	☒
P4 消耗品				
P4.1*	感光体(ドラム、ベルトなど)を製品で使用する場合、(76/769/EEC 及び91/338/EEC)に定める濃度を超過するカドミウムを含まない	☐	☐	☒
P4.2*	インクトナーを製品で使用する場合、(76/769/EEC 及び91/338/EEC)に定める濃度を超過するカドミウムを含まない	☐	☐	☒
P4.3*	インクトナーの組成/調剤がEU 指令1999/45/EC 及びその修正に従い有害であると分類される場合、製品/包装はラベルされ、(99/45/EC 及び2001/58/EC)に従った材料安全性データシート(MSDS)が利用可能である	☐	☐	☒
P5 製品包装				
P5.1*	包装材又は包装部品に含有される鉛、カドミウム、水銀及び六価クロムの濃度レベルの合計は、重量比0.01%を超えない (94/62/EC)。	☒	☐	
P5.2*	包装材はISO11469 又はISO1043,1-4 に従ってマークされる。(97/129/EEC)	☐	☒	☐
P5.3*	製品包装材はCFC/HCFC フリーである。	☐	☒	☐
P6 処理情報				
P6.1*	リサイクラー/処理業者への情報(例:2002/96/EC に要求されたとおり)が利用可能である。	☒	☐	☐

モデル番号 *	EB-1940W	
発行日 *	2012年 5月 10日	ロゴ EPSON EXCEED YOUR VISION

製品の環境属性 - 市場要件 - 環境配慮設計				要件への適合			
項目	* = 強制的に埋めなければならない項目。各項目に関する追加情報が、P14 に記載されることがある。				適合	不適合	n.a.
P7 設計							
分解、リサイクル							
P7.1*	分別して処理しなければならない部品は、分離容易である。				☒	☐	☐
P7.2*	カバー/筐体のプラスチック材料は表面を被覆していない。				☒	☐	☐
P7.3*	100g を超えるプラスチック部品は、単一材料又は容易に分離できる複数の材料で構成されている。				☒	☐	☐
P7.4*	25g を超えるプラスチック部品はISO 11469 に基づく材料コードを持つ。				☒	☐	☐
P7.5	すべてのプラスチック部品は、はめこみ金属なしであるか、又は一般的に入手できる道具を使用して取り外せるはめこみとなっている。				☐	☒	☐
P7.6*	ラベルは容易にはがすことができる。(この項目は安全ラベルには適用されない)。				☒	☐	☐
製品寿命							
P7.7*	アップグレードは、例えばプロセッサ、メモリ、カード又はドライブで実行できる。				☐	☐	☒
P7.8*	アップグレードは、一般的に入手可能な道具を使用して実行できる。				☐	☐	☒
P7.9.	スペアパーツは生産終了後、6 年間利用できる。						☐
P7.10	サービスは生産終了後、6 年間利用できる。						☐
材料及び物質要件							
P7.11*	25gを超える製品カバー/筐体の材料タイプ: 材料タイプ: PC+ABS 材料タイプ: 材料タイプ:						
P7.12*	電源ケーブルの電気ケーブル絶縁材はハロゲンフリーである(PVC を含む)				☐	☒	☐
P7.13*	信号ケーブルの電気ケーブル絶縁材はハロゲンフリーである(PVC を含む)				☐	☒	☐
P7.14	25g を超えるすべてのカバー/筐体プラスチック部品はハロゲンフリーである				☒	☐	☐
P7.15	(コンポーネントなしで)25g を超えるすべてのプリント回路基板はハロゲンフリーである				☐	☒	☐
P7.16	25g を超えるカバー/筐体プラスチック部品中の難燃剤のISO 1043-4 に基づく化学的仕様: FR(40)				☒	☐	☐
P7.17	(コンポーネントなしで)25g を超えるプリント回路基板中の難燃剤のISO 1043-4 に基づく化学的仕様: FR(15)				☒	☐	☐
P7.18	プラスチック部品中のリサイクル材料の重量は、0 kg						
P7.19	25g を超えるプラスチック部品は、0.1%を超えるR45/46、R50/51/53 及びR60/61 に分類される難燃性物質/調剤フリーである (67/548/EEC)				☐	☒	☐
P7.20	光源は、水銀フリーである。 水銀使用の場合:ランプ数は: 1 ランプあたりの最大水銀含有量は: 50 mg				☐	☒	☐
P8 電池							
P8.1*	製品は91/157/EEC に従い有害と規定された電池を含まない				☒	☐	☐
P8.2*	電池の化学的組成: manganese battery						☐
P8.3	使用されている電池は、次のボランタリープログラムの要件を満たしている						☒
P9 エネルギー消費							
P9.1 製品について、次のエネルギー消費が計測された:							
モード	*	ボルトでの電力	<モード>への時間	モード記述	参照/標準	n.a.	
オン・マックス		W		*	*	☒	
オン・ノーマル	*	353 W	to	* 初期モードでの投写 (高輝度モード)	* ISO/IEC 2118	☐	
オン・アイドル		W	to	*	*	☒	
省エネ 1	*	0.36 W	to	* 待機モード	* ISO/IEC 2118	☐	
省エネ 2		W	to	*	*	☒	
オフ 1	*	W	to	*	*	☒	
オフ 2		W	to	*	*	☒	
ノーロード	*	W		外部電源/充電器がプラグインされているが、製品とは切れている	*	☒	
TEC	*	kWh/y 年あたりの典型的エネルギー消費(TEC)。			*	☒	
P9.2* 省エネルギー機能に関する情報は製品と共に提供される。					☒	☐	☐
P9.3 製品は下記のボランタリープログラムのエネルギー要件に適合する: ENERGY STAR® MOU その他で特定するもの:					☐	☐	☒
					☐	☐	☒

モデル番号 *	EB-1940W		 EXCEED YOUR VISION
発行日 *	2012年 5月 10日		

製品の環境属性 - 市場要件 (続き)				要件への適合	
項目	* = 強制的に埋めなければならない項目。各項目に関する追加情報が、P14 に記載されることがある。			適合	不適合 n.a.
P10 エミッション					
ノイズ放射 - ISO9296 に従う宣言					
P10.1	モード	モードの記述	表示A 特性音響 パワーレベル L _{WA} (B)	表示A 特性音圧レベル L _{pAm} (dB)	
				オペレータ位置 ☒	バイスタンダ位置 ☐
				デスクトップ ☐	(オペレータの介在が不要な製品の場合のみ) ☐
				デスクサイド ☐	
	アイドル	*	B	dB	
	作動	* High Brightness	B	37 dB	
	他のモード		B	dB	
	測定規格 ☒ ISO7779 ☐ ECMA-74 ☐ その他 (ECMA-74にカバーされない場合のみ、L _{pAm} 測定距離 m)				
P10.2	製品は、次のボランタリープログラムの音響ノイズ要件に適合する:				☐ ☐ ☒
印字製品からの化学物質放出					
P10.3*	試験実施規格: ECMA-328 ☒ 、その他で規定するもの:				☐ ☐ ☐
	試験の範囲: ダスト ☐ オゾン ☐ スチレン ☒ ベンゼン ☐ TVOC ☐				
P10.4	製品は化学物質放出要件について、次のボランタリープログラムに適合する:				☐ ☐ ☒
電磁放射					
P10.5	低周波数電磁場要件について、コンピュータ・ディスプレイは、次のボランタリープログラムに適合する:				☐ ☐ ☒
P11 印字製品のための消耗品					
P11.1*	法的に要求されていない場合 (P4.3 参照) でも、材料安全性データシート (MSDS) を、インク/トナー調剤用に用意している。				☐ ☐ ☒
P11.2*	EN 12281 の要件に適合する再生繊維含有用紙を製品で使用可能である。				☐ ☐ ☒
P11.3*	両面プリント/複写が内蔵された製品機能である。				☐ ☐ ☒
P12 コンピュータ製品のための人間工学					
P12.1*	コンピュータ システムは、CRT ディスプレイについて EN 29241-3、-7、-8、フラット パネル ディスプレイについて EN-ISO 13406-2 の人間工学的要件に適合する。				☐ ☐ ☒
P12.2*	製品のキーボードは ISO 9995 及び EN 29241-4 の要件に適合する。				☐ ☐ ☒
P12.3*	コンピュータの入力デバイスは ISO 9241-9 の要件に適合する。				☐ ☐ ☒
P13 包装材及び文書類					
P13.1*	製品包装材 材料種別:	段ボール	(kg)	1.115	☒ ☐
	製品包装材 材料種別:	ポリエチレン	(kg)	0.027	
	製品包装材 材料種別:	発泡ポリプロピレン	(kg)	0.08	
P13.2*	製品のプラスチック包装材は (PVC を含め) ハロゲンフリーである。				☒ ☐ ☐
P13.3*	ユーザ及び製品文書類は、塩素漂白紙を含まない。				☐ ☒ ☐
P13.4*	ユーザ及び製品文書類はリサイクル紙を含む。				☒ ☐ ☐
P14 追加情報					
P7	製品本体のリサイクル可能性	☐ <65%	65% ≤	☒	付属品、オプションは含まない。サーマルリサイクルは含まない。

NOTE

Additional lines may be inserted to declare further items, by positioning the cursor at the far right of the row and hitting the <Enter> key.